

The Land Conditions in Southwestern Owari during Tokugawa Era (Part 2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5078

尾張西南部の近世村落の土地条件（後編）

目 次

梶 川 勇 作

前編

序言

- I 村の人口と石高の規模
- II 耕地とその支配
- (以上 本誌、第四号、昭和59年3月発行、87—115頁)

後編

III 河川と用排水

IV 交通と流通

要約

- (以上 本号)

III 河川と用排水

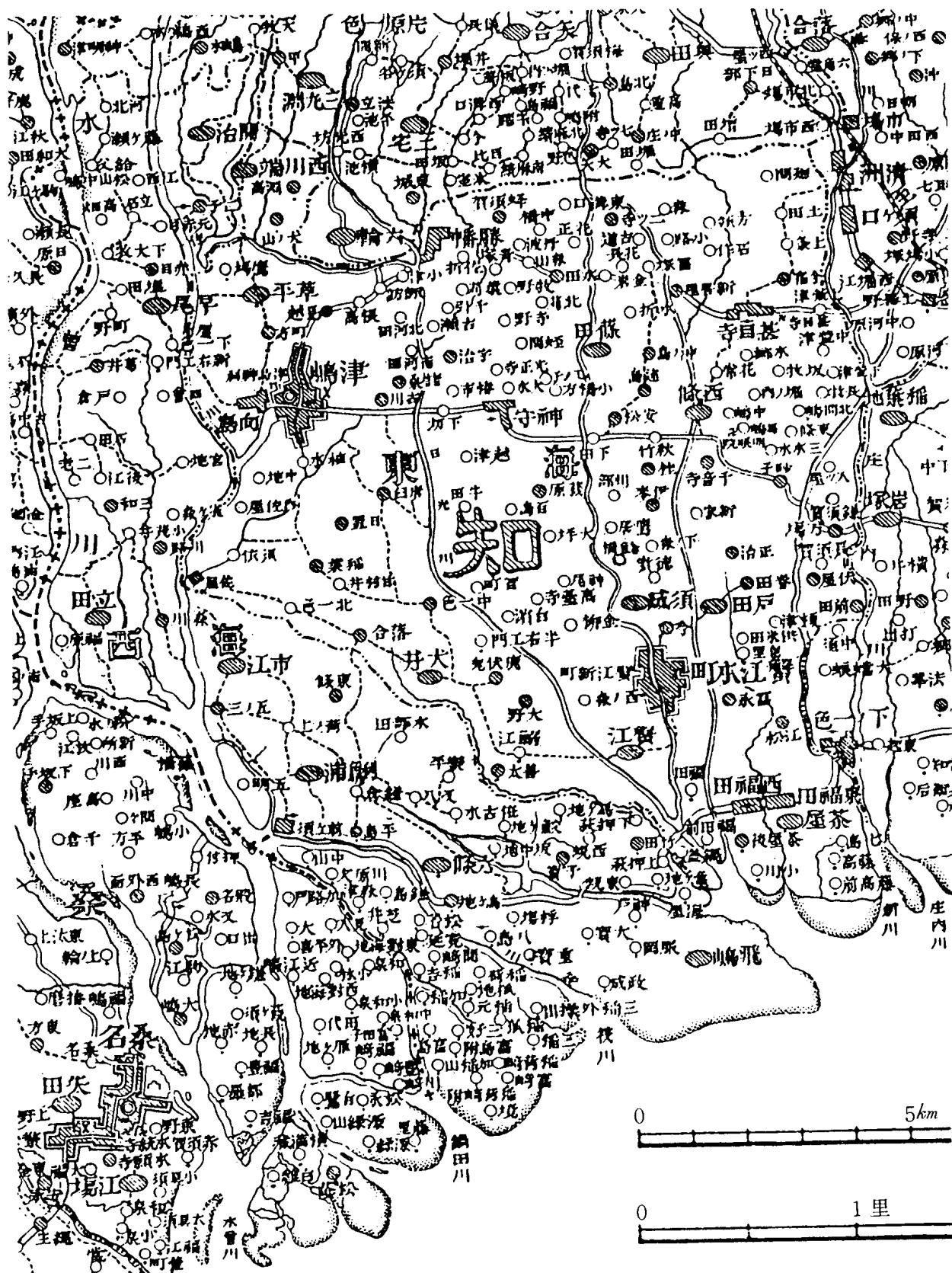
本稿では、文政5年（1822）に脱稿した『尾張徇行記』（以下、徇行記と略称する）に基づいて、海東郡⁽¹⁾と海西郡⁽²⁾の両郡（現在の津島市と海部郡および名古屋市と西春日井郡清洲町の一部）における村落の土地条件について論述している。

対象地域の西端は美濃との境をなす木曽川であり、東の端は愛知郡との境であった庄内川であった（第1図）。両河川にはさまれた沖積平野であり、自然堤防と後背湿地、三角州、干拓地からなっている。両河川の間に東から新川、戸田川、福田川、蟹江川、日光川、善太川、宝川、筏川、鍋田川、佐屋川、鵜戸川などの中小河川があった。しかし、これらの河川の状態は、現代とは違っている部分も少なくないし、近世の間にもかなり変化している（第2図）。

たとえば、新川は、その名称の通り、天明7年（1787）に新しく開削された川である。庄内川の河床は近世中期には年々高くなり、とくに北岸沿いの春日井郡味鋤（現、名古屋市北区）から大野木（同西区）あたり一帯は、北側から合流する大山川、古木津用水（合瀬川）などの水が大雨の際には庄内川に落ち込めずに度々水害を被っていた。安永8年（1779）の洪水を契機に、藩は杠奉行の水野千之右衛門の計画に基づいて、味鋤川洗堰と新川の開削工事を行なった。前者は、庄内川右岸堤（味鋤村）の長さ40間を五合目（半分の高さ）に切り下げ、石籠を置いて洗堰を造り、ここから大水の際に庄内川の水を、以前か



第1図 元禄14年の地図
(注(7)の付録図、原図は元禄国絵図)



第2図 明治19年の地図

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1
縮製図を複製したものである。(承認番号)昭60北複、第6号

らあった大蒲沼（貯水池）へ落とすものである。新川は、大蒲沼から「比良村、喜総治新田の間を掘割、下は海東郡榎津村の間を経、納屋山新田の前にて古川へほりつき、海口へ落せり。五条川は下萱津村と下河原村との間にて新川へ落合。庄内川・五条川分水以来は逆水の難なく、都て決壊の害を免かれり」という⁽³⁾。従前には五条川は下萱津村を過ぎ、八ツ屋村に入り南流して、中須村（愛知郡。現、名古屋市中川区中須町）で庄内川に合流していたから、庄内川増水時には五条川へ逆流し、甚目寺村あたりは水害を被っていた。それをさけるため、新川は庄内川の西に併行して掘削し、直接に伊勢湾に注ぐようにしたのである⁽⁴⁾。新川の川幅は比良村から五条川合流点（下萱津村）までが約30間、それより下流では約40間であった（注(3) 67頁）。

この新川の開削によって、海東郡の「新川傍の郡村は上田つぶれ、且他村を承佃するにも川越になり、渡航水主の費用多くなれることを愁へり。然し村人商ひを営みとする者は、新川の運漕便利なるにより利を得る者も又多くあり」という（注(1) 36頁）。たとえば、新川と庄内川にはさまれることになった長須加村では高150石ほどの耕地が削減されて、村内の耕地では不足のため、他村の田畠を小作するようになった。八ツ屋村や鎌須賀村なども事情は同様である。新川によって村域が東西に分断された万場村では、西岸側の耕地へ村民が通う渡し船が置かれたが、不便であるため、他村の者に小作させることが多くなった。この北隣りの砂子村も中央を新川が縦断したが、東海道の脇街道佐屋路が通っているため、新川に長さ50間、幅3間の橋が架けられたから、万場のような影響はなかった。水運の便益をうけたのは松下村などであり、この村では「新川開削以来は運漕よくなり、五月より八月までの間小船を借り藻草を探り土糞に」した（注(1) 23頁）。

庄内川の下流は近世期に河道が変わっている。海東郡と愛知郡の境界線が古い流路であった。海東郡前田村は、近世初頭に「枇杷島川（筆者注、庄内川）掘替ありて、村両方へ分り、西前田、東前田と云。…東前田の東へ付たる田面…は卑湿の地にて、古来より用水かかりもなく沼田にて、例年鹹地の傷み多し、乃是古への枇杷島川の跡と見えたり。又前田新田も寛文四辰年の繩入なれば、これも往古の川跡を開墾したる所とみえたり。…古への枇杷島川筋は岩塚村、横井村、野田村、中須村とかかり、大蠑螺村、下ノ一色村へ西へ繁回して、此間川筋屈曲せり。然るに後年に至りて明和五子年前田村の南、中須村より下へ庄内川瀬違あり。其以来は又中須村、大蠑螺村、下ノ一色村共に愛知郡中の村にてありながら川西に属せるやうに」なったのである（注(1) 34頁）。上記の明和5年（1785）の流路変更は、新川の開削工事と併行して実施されたものであ

る。9代藩主・宗睦による天明の藩政改革の時期であった。

戸田川は戸田村の東を南流する小河川であったが、この川は「清洲城府の時の五条川筋なり。…古の川跡のこり皆新田なり。…此川古は大川にて大船も往来」したという（注(1) 53 頁）。砂子村の新川東新田や松下村の西新田は旧五条川跡を開墾したものである（注(1) 17, 22 頁）。「戸田川上は千音寺辺より下は福田入より落。但、福田入は二ツ寺筋悪水・戸田川悪水一所に落。此井高三万九千百六十一石、村数七十一ヶ村。戸田川古来よりの姿にては川傍の村邑汚瀧の害あるにより、享和二戌年、茶屋新田、小川新田の方へ瀬違ありて、水落よろしくなれり」と記されている（注(1) 54 頁）。

上記の文中の二ツ寺井筋とは、後述する宮田用水に属する用排水路の一つであり、「寛永十七辰年用水川二間掘割、其後正保四亥年悪水川三間切広になり、復亦寛政八辰年に…大切戸・小切戸筋二川築理にし、古川を用ひ五間広げ御普請有之、其節福田川と名目改め」たのである（注(1) 231 頁）。

福田川の西の蟹江（舟入）川は、「上は古道辺より篠田水筒水落蟹江まで。但、大切戸・小切戸、蟹江舟入川へ落る。天明年、日光川御普請のみぎり、此蟹江川、上金岩村辺より下の方下切村辺まで新たに宮田大江を疏削して、今上にて大江と唱へ、下にて蟹江川と唱へり。水行よろしくなれり。蟹江川は往古より悪水筋なり。福田新田出来の時、茶屋新田より日光までの間、堤をかけまはせしが、慶安三寅の秋、大風雨にて川通水潦激して堤決壊す。而後、潮入となる。依て寅切と号す」という（注(1) 298 頁）。

東福田新田は「卑湿の地にて戸田川水潦泛溢する事しばしばありしが、戸田川を茶屋新田の方へ疏削せられし以来は、年々瀧水の害をまぬがるる」ようになった（注(1) 65 頁）。「又福田悪水井組の内、篠田・木田・金岩・木田・木折・沖島・遠島六ヶ村、先年西ノ森川へ落しが、其後…蟹江川へ落せり。因て蟹江川井役をつとめ」た（注(1) 66 頁）。

日光川は、慶長 15 年（1610）のいわゆる「御囲堤」築造の以前は、木曾川の分流の一つであった。和田川、古川、萩原川とも呼ばれた。日光川は近世に何度も改修工事が行われたので、河道の変化が複雑である。日比川、三宅川、領内川などが支流である。「日比川掘広げは寛文七未年なり。此川上は梅須賀辺より下は諸桑前にて日光川え落合。此井組高八千二百二十三石、合村数二十一ヶ村。天明年日光川落口に水門を築けり。日光川の逆水を防ぐ為」であった⁽⁵⁾。領内川はかつては佐屋川へ流れ落ちていたが、「天明四辰年日光川御普請の時、…領内川の水勝幡新田水門へ落。是を新領内川と云。上領内古川は多く田畠に開墾」されている（注(2) 66 頁）。

日光川は寛文7年（1667）に本多久兵衛によって勝幡から佐屋路（宇治村）までは川幅10間、そこから蟹江新田にかけては川幅20～28間、河口は幅50間に開削された。「往古は東西に二筋あり。本多久兵衛見立、新川になり、古川は新田になれり。今の日光新田并東は眼明新田なり。…文化九巳年に至り、東西の長堤を堅固にして終に大海用の木入を悉く除き、潮入川となし、水利のよくなれるのみならず、又運漕もよく」なった（注①286頁）。川幅も勝幡村辺で30間、佐屋路（宇治村）で40間、それより下流では50間にも広げられていた（注①387頁）。「日光川大海用汐入御普請以来地理大ひに違へり。今大江渠は金岩・花正村の間にて蟹江舟入川の方へ疏削し、旧の大江は古大江と唱へ、其さき日光川落口は塞ぎ、沖長川を越津悪水落江と合して蟹江新田の方へ落ることになったのである。（注①392頁）。

善太川は諸桑あたりに流れを発し、鍋蓋新田の南で日光川と一緒に伊勢湾に注いでいたが、その下流は海東郡と海西郡の境であった。これは善太川が旧木曽川であり、かつて木曽川が佐屋村と西保村の間から南東方へ通じていたことを示している。「されば、往昔は西保、東保、西条、東条、本部田、荷ノ上、五ノ三、鯰浦、八ヶ村の一輪中を総名市江島と称し来れり。然るに万治元戌年、善太新田開墾以来地脉陸続し…処々に新田を築けり。最昔は十四山と唱へ、処々に岡ありしが皆新田となり、其名のみ遺れり。」「古木曽川二筋の時は今の木曽川浅瀬とみえて、只其川中に少しづつ常に流水めくれるや、立田輪中、古川村・大森村の人、川向へより互に話合へるよし」であった（注②81頁）。それより太く水量の多かった旧木曽川跡を万治元年（1658）に開拓したのが善太新田（田畠194町歩）であり、その一帯の用排水路として善太川は開削され、寛延2年（1749）には佐屋川の水を津島村の神領から導水するようになった。善太川の河口は「善太築切堤に木入あり。…享保十二未年、押萩地の内へほりつきになりしが、水落かね村々より数度の願ひに依て、寛延元午春、木入所を旧の場へもどる。津島川とも唱へり。此井高一万五千六百三十二石三斗、村數二十八ヶ村」と徇行記には記されている（注①378頁）。

宝川は旧市江輪中の排水（悪水）路であり、荷ノ上村に流れを発し、亀ヶ地新田前で海に落ちた。「此井高七千四百八十二石、村數十八ヶ村」であった。（注②112頁）。

筏川は前ヶ須新田と中山新田の間で木曽川から分かれ、飛島新田の南で伊勢湾に至る。木曽山からの材木は、美濃の錦織村（現、八百津町）の綱場で筏に組まれ、前ヶ須からは熱田の白鳥御材木置場まで、この水路を通ったので、筏川と呼ばれる。中山新田の南で木曽川から分流するのが鍋田川であり、現在は

愛知・三重の県境となっている。しかし、当時は左岸の寛延新田までが尾張領で、そこから南は両岸とも伊勢国桑名郡であった。

佐屋川は、御囲堤の築造の後、正保2年(1645)に放水路として開削された⁽⁶⁾。拾町野村(当時は美濃国中島郡。現、愛知県祖父江町内)の北で木曽川を分水し、南流して、津島や佐屋の西側では海東郡と海西郡の境界をなして、五ノ三村の前で再び木曽川に合流していた。川幅は広く、上流で約180間、下流で約230間である(注(2)53頁)。元禄国絵図⁽⁷⁾によると、水深は1間3尺~2間であった。津島村の本郷と向島の間で天王川が佐屋川に合流していた。この津島の天王川から桑名への渡しは中世から重要であったが、寛永11年(1634)に公認された佐屋路の宿駅は、津島ではなく、南方の佐屋とされ、桑名への「三里の渡し」の湊となる⁽⁸⁾。しかし、近世後期になると、「佐屋川砂礫埋り、佐屋より桑名への港路不自在なるにより、公卿侯伯の站船此津(筆者注、荷ノ上村焼田)に出入する」と徇行記は記している(注(2)96頁)。さらに後、木曽・長良・揖斐の三川分流の実施とともに、明治32年に佐屋川は分流点の拾町野で締め切られ、廃川となるのである。

佐屋川と木曽川の間は、広義の「立田輪中」であった。その中央を南流する鵜戸川は「上は藤ヶ瀬・給父辺より下は大森前にて落。此井高九千二百五十石、村数二十五ヶ村」であった(注(2)4頁)。

さて、低湿平野であるこの地域の村落にとっては、河川や海からの洪水を防ぐための堤防の築造とともに、水田灌漑のための用排水機構の整備が重要であったが、それは、日光川をはさんで東部と西部では著しく違っていた。東部は、大きくは宮田用水と萱津用水の区域に属し、尾張藩の統制下に置かれて、用排水体系として秩序づけられていた。これに対し、西部は、小規模の用排水が複雑にからみ合った地域的対抗関係を特色とし、用排水の地域的体系はまったくなかった。これは西部の多くの村が、御囲堤の外側に位置し、近世期に多年にわたって順次形成されていった新田村であり、しかもその多くが小規模、分立の形で開発されたからである⁽⁹⁾。

まず東部の用排水機構の整備は、尾張藩が慶長14年(1609)に大野柵、元和元年(1619)に般若柵を設置したことに始まる。宮田用水と般若用水の起源であった。萱津用水は般若用水系統の末端にあたる。この用水の取水は、明暦元年(1655)に上萱津村に築造された定井(長さ46間、幅10間)から行われ⁽¹⁰⁾、庄内川右岸、つまり海東郡の東部の40ヶ村(井組高17,028石)を灌漑した。この地域では、福田新田、茶屋新田、茶屋後新田、藤高新田が開発されている。従来は潮の干満により自然排水が可能であった古村も内陸化するにつれて排水

処理が切実になり、新田では除塩と用水確保が問題となった。これは、もちろん萱津用水区域に限らない。

海東郡の中央部は宮田用水系統の大江通井組、二ツ寺井組、大塚井組などに属した。大江用水は宮田用水の幹線であり、最下流は蟹江川である。二ツ寺村で大江用水から分かれるのが二ツ寺井筋であり、前述のように下流が福田川である。大塚村（中島郡）の「水役所前にて梅須賀村の方へ用水江分る。是を大塚井筋と云。此井筋は寛文七未年、井底九尺に出来、大江通より用水を取る」ものであり、灌漑区域は37ヶ村に及んだ（注(5) 287頁）。

日光川の西部における主な用水源は、木曽川、佐屋川、善太川、筏川、鍋田川、鵜戸川などがあったが、東部と異なり、これらの河川から各村が個別に引水する場合が少なくない。たとえば、『寛文村々覚書』によれば、山路村は佐屋川から直接に用水を得ており、その施設の内わけは、「指杖三腹 公儀杖 内壱腹 伏起・人足共公儀より、弐腹 伏起、百姓自分人足。桶杖大小七腹 公儀杖 但、伏起、百姓自分人足」であった⁽¹¹⁾。もちろん、隣接する村々の共同の用水もあった。たとえば、西保村の「大杖は井組あり。…用水井高三千二百一石」であり、（注(2) 82頁）、東保、西条、東条、本部田、草平新田、又八新田の6ヶ村でも引水している。しかし、最大の小具足用水ですら、井組村は17ヶ村にすぎなかった⁽¹²⁾。

以上のように、両郡のほとんどは木曽川水系の河川灌漑地域であったが、例外の村もある。『寛文村々覚書』（注(11)）によれば、立田輪中でも北部にある葛木、塩田、丁野、給父、江西、藤ヶ瀬、川北の水田は「天水待」であり、早尾、新右衛門新田、脇野新田も「井掛けなし」と記され、下大牧村では溜池の水を使うほか、「上之村々余り水を用」いている。しかし、下大牧では「此辺地高にして田面水潦の深たまりもなく、江西では「此辺上村故に地高にて瀧の害」がなかった（注(2) 51、61頁）。

排水がとくに困難であったのは、海岸の干拓新田や立田輪中の南部である。たとえば、坂中地新田は「四方に江水かこみ水潦の落溜りにて田畠を傷ふ事」が多かった。立田輪中の宮路村は佐屋川の「西堤傍にありて卑湿の地なり。大川沙高になるに隨ひ、水潦大川へ落がたく、深たまりにて稻田を傷へり」という（注(2) 13頁）。また、松田村は「卑湿の地にて…村中に小船四十艘ほどあり。常に深たまりの所ゆえに船にて往来し耕耘をする所」であった（注(2) 28頁）。こうした耕耘のための船は、和田、小家、上立田、下立田、富安、田尻、北条、小茂井、外大成などの村にみられ、そのほとんどが借船であった。「此船は長島又は桑名より借り来れり。長一丈六尺の船一艘に付銀二十匁づつ損料を出すと

也。此辺は船にあらざれば農業はなりがたし」という（注(2) 36 頁）。また立田輪中の多くにみられた「畔田」も排水不良のためである。すなわち「此あたりは畔田とて田間をほりて縦横に土を揚て、うづ高くし、それに稻を種る。是をくね田と称せり。田中に畔を築くが如く」するのである（注(2) 14 頁）。

さて、本稿の前編において、述べるべきであったが、この地域には地割（土地割替制度）があった。尾張藩で「地概し」と言うが、これは、「一村内之内、惡敷地方と宜き地方有之候節、村中之百姓控地無甲乙様に百姓共立合候而、地方割付け、銘々之控地を相改め候儀を申候。是は御役人立合扱不申候」（注(10) 446 頁）ものである。これは水害を受けやすい地域における特有の制度であったといわれることもある。徇行記に地割の実施の記載があるこの地域の村は 39 カ村であるが、すべて海東部の古村である。ほとんどが日光川の東部の村であり、海西郡や新田村には、地割はなかったようである。地割はほとんど（39 カ村のうち 32 カ村）の場合、10 年毎に行われた。本郷村の地割は「人々高を持出し、其高を占して二十二本に纏を引、水帳を調ふ。是を地占と云。他村又は寺控の百姓には主宰をさせざる事」と記されている（注(1) 182 頁）。地割を行う村の多くは「持高大体平均の所」であり、30 カ村では一人当たりの高が 2 石以上であり、33 カ村は蔵入・給知立合の村であったことは、地割制度の本質を暗示しているかも知れない。

IV 交通と流通

木曽川をはじめ大小いくつかの河川が伊勢湾に注いでいることは、この地域に水運の便と水産物をもたらした。この地域における最大の中心地である津島も門前町であると同時に古くから河港として発達してきた。平安末期には桑名との船運が行われ始めている。文禄 2 年（1593），津島一帯を領有していた美濃高須城主・徳永法印は「津島湊に船役四十四人申付、持高諸役免許」して、船会所を設けている（注(1) 132 頁）。しかし、寛永 11 年（1634）桑名への渡船場として佐屋が公認されることになり、津島は桑名との水運をめぐって永く佐屋と抗争するのである。

津島につぐ人口数をもっていた蟹江本町村も「舟入は…漁事船かせぎを以て専生産とし…舟入川へ廻々より商船入津あり。勢州四日市より茶を運漕し、知多郡多屋村あたりより薪を積来り、濃州揖斐あたりより柿を積来り、又岐阜長良辺よりは灰を積来れり。五条川・庄内川分水、新川御掘割、又日光川大海用舟入の後は、蟹江へ着船少く」なったという（注(1) 296 頁）。新川や日光川の舟運が盛んになったからであろう。蟹江の北方の須成村では「村中蟹江川通り入

船荷物改役に清左衛門、権左衛門と云者を先年御船手役所より申付之目印として船改所といへる懸札わた」されている（注(1) 304 頁）から、須成も河港として重要だったようだ。

蟹江とその周辺では漁業が盛んであった。宝暦 2 年（1752）松平君山撰の『張州府志』⁽¹³⁾は「土産」のなかに、津島の鮒と蟹江の鰻、蛤、蜆をあげ、とくに鰻は京都までも送られるとしている。徇行記は、蟹江本町村ではこの 3 種類を「第一に採、漁師生産とす。鰻は潮の干潟に海浜にて搔とれり」という（注(1) 297 頁）。そして、鰯の鵜縄漁法を紹介している。蟹江川沿岸の蟹江本町、蟹江新町、蟹江新田、須成、今、西ノ森の 6ヶ村は、川魚運上（金 2 分・銀 13 エ 1 分）を上納している。この分担は須成が最も多い。また、蟹江本町をはじめ近辺 8 カ村（蟹江新町、鰯浦、平島新田、鳥ヶ地新田、竹田新田、押萩新田、亀ヶ地新田）には網役銀 69 エが課税されたが、うち銀 47 エは蟹江本町が負担している。享保年間（1716～1735）に新設された新留魚運上（金 1 分・銀 14 エ 3 分）を課せられた村は、東は愛知郡下ノ一色から、富永、須成、今、蟹江の古村と海岸部の多くの新田村を含み、37 ケ村にも及んだ（注(1) 297 頁）。

『寛文村々覚書』によると、蟹江本町、蟹江新町、富永などの「村之もの家職、不断獵師、此外、冬に至、沖へ出、流もちにて鳥を取、運上、御川奉行へ納」めており、獵師船が蟹江本町の 62 艘を最高として、蟹江新町（13 艘）、富永（9 艘）、須成（4 艘）、福田新田（3 艘）などにあった（注(1) 255—9 頁）。

安永 4 年（1775）頃に編集された『地方古義』⁽¹⁴⁾によると、唐網・小舞網・小網・寸引網が蟹江本町や蟹江新町、富永、鰯浦、西福田新田、平島新田、亀ヶ地新田にあり、この一帯の漁業が知多半島西岸について盛大であったことがわかる。

富永村は、近世初頭には伊勢湾に面していたので、「此村に先年湊場ありて、江岸に船を繋ぎ網役をつとめ、農隙に漁事をしきたりしが、福田新田開墾の時、其湊築こみになり、西福田南堤にて長七十五間の所湊場にし、又其さき茶屋後新田開墾の時、其西堤に振替、それより寛政八辰年、二ツ寺井筋御普請に付、西福田木所ほり下げになり、又湊木内になり、漁事さしつかへし故、今は依願木さき茶屋後新田西堤にて、長七十五間を湊にうけとり漁事をいとなみと」していた（注(1) 56 頁）。前面の海岸が干拓され、内陸化したために、船着場を他の村へ移動させた例である。

海岸に造成された新田、たとえば福田新田の内「知多屋敷…は入津運漕よき所にて農商を兼る者あり。又灰問屋二戸ありて、波不知船など知多浦よりここに著岸し灰を積出せり。此新田より鰻かき出る者多くあり」であった（注(1) 65

頁)。また茶屋新田「百姓は多く農業漁業を兼生産とし、農隙には海辺へ出、鰻、魚をかき、又運上にて鳥を捕て、下ノ一色村・蟹江村問屋へうりつかは」された(注(1) 71 頁)。

一方、立田輪中のいくつかの村でも漁業が行われたが、それは、「水災の年には漁事を以て生産の助とす」る松田村や「水潦深溜りの年には魚鳥の殺生をしつゝ津島へ売出す」という葛木村の記載にあるように、農業の補助的なものにすぎなかつた(注(2) 28, 46 頁)。しかし、『寛文村々覚書』(注(11))によれば、立田輪中のほとんどの村には四ツ乗船・木留船があった。そして、その多くは津島や西保などの船と同様に、佐屋湊から桑名への渡しの寄船にも使われたのである。

この地域における近世の最重要の陸路であった佐屋路については、筆者は別稿(注(8))で論述したので、本稿では略述にとどめたい。

近世の東海道のうち、熱田宿と桑名宿の間は唯一の渡海であったが、その迂回路として、佐屋路は寛永 11 年(1634)に佐屋宿と万場宿が設置されて始まり、同 13 年(1636)庄内川左岸に岩塚宿(愛知郡。万場宿の対岸)、正保 4 年(1647)に佐屋と万場の間に神守宿が設けられた。佐屋路の経路は、熱田宿から津島村追分までは従来の津島への道筋をほぼ踏襲している。津島ではなく、佐屋湊が渡し場として公認されたのは、桑名までの川船航路が津島より 1 里ほど短いことのほかに、津島湊が河川土砂の堆積で浅くなっていたからであろう。佐屋宿と同時に万場宿が設けられたのは、熱田・佐屋間の陸路のうち庄内川のみは渡船が必要であったが、従来から万場村に渡し場があった⁽¹⁵⁾からであろう。対岸の岩塚宿が加えられたのは、万場宿だけでは伝馬役が果たせなかったからである。以後は、月の上 15 日は万場宿、下 15 日は岩塚宿が受けもつことになる。神守宿は、佐屋と万場の道法 3 里半のちょうど中間に置かれた。この宿駅は藩政上は南神守村と北神守村であり、北神守の集落を宿場設置のために移転させた。佐屋宿もまた佐屋(外佐屋)村だけでは伝馬役を負担できないので、北隣の須賀村、依田村を加え、さらに後に佐屋湊船手番助成のため海西郡六条新田を開発し、それを宿高に含めている。

佐屋路の伝馬役に当たった 8 カ村の規模(第 1 表)をみると、戸数と人口では依田村が最少、村高では佐屋村が最少である。岩塚村(愛知郡)は最大であり、佐屋宿の 4 カ村の村高を合わせても、岩塚村の村高に及ばない。1 戸当たりの石高と耕地 1 反当たりの石高から農耕地の条件をみると、佐屋村で最も貧弱であり、北神守村では恵まれていた。佐屋村の住民が六条新田を開発したのは、自村内に耕地が少なかったからである。天保 14 年(1843)調査の『佐屋路

第1表 伝馬役の8カ村

		佐屋村	六条新田	依田村	須賀村	北神守村	南神守村	万場村	岩塚村
寛文年間	戸数(戸)	103	57	20	54	38	70	128	160
	人口(人)	441	233	92	302	221	414	625	846
	馬数(匹)	25	15	5	21	15	26	34	45
文政年間	戸数(戸)	179	86	11	73	44	116	172	206
	人口(人)	726	?	54	299	189	462	721	838
	馬数(匹)	17	?	3	20	11	22	23	27
	田畠面積(町)	13.4	98.4	12.3	42.3	34.8	81.6	84.8	167.7
	村高(石)	107.1	1,430.9	122.5	951.2	696.4	1,329.9	1,038.9	2,408.4
	一戸当たり石高(石/戸)	0.6	16.6	11.1	13.0	15.8	11.5	6.0	11.7
	一反当たり石高(斗/反)	8.0	14.5	9.9	22.5	20.0	16.3	12.2	14.4

「寛文村々覚書」・「尾張徇行記」(注(1), (2), (11))による。

宿村大概帳』⁽¹⁶⁾によると、佐屋路4宿において、宿高(元高)は佐屋と岩塚が多いが、人口・戸数では佐屋が岩塚よりかなり上回る(第2表)。神守宿より万場宿は小さいが、万場と岩塚は半月交替制であるから、両宿を合算するならば、佐屋宿をかなり上回ることになる。

第2表 佐屋路の宿場(天保14年調)

		桑名宿	佐屋宿	神守宿	万場宿	岩塚宿	熱田宿
宿高(石)	1,348	2,037	1,419	914	2,067	4,379	
宿内町並(町・間)	26町	3町30間	7町51間	6町	4町9間	38町12間	
人口(人)	8,848	1,260	812	672	1,038	10,342	
総戸数(軒)	2,544	290	184	160	212	2,924	
本陣(〃)	2	2	1	1	1	2	
脇本陣(〃)	4	2	—	—	—	1	
旅籠屋(〃)	120	31	12	10	7	248	
宿役人 数	問屋(人)	3	2	3	1	2	7
	年寄(〃)	5	8	2	3	2	5
	帳付(〃)	3	2	2	2	4	8
	馬指(〃)	4	2	2	3	2	3
	人足指(〃)	2	3	3	2	6	
	その他(〃)	6	4	4	0	4	11
	合計(〃)	23	19	16	12	16	40

「佐屋路宿村大概帳」(注(16)49—122頁)による。参考のため熱田宿・桑名宿をあげた。

公用通行で、幕府役人に許可された人馬数には幕府公定の賃銭、「御定賃銭」が適用された。これは正徳元年(1711)の規定がその後の基準となったので、この規定を「元賃銭」と呼ぶ。第3表がそれである。これによると、本馬(荷

第3表 佐屋路の元賃銭

(1) 陸 路

(正徳元年定め) 単位: 錢文

		佐 屋	神 守	万 場	熱 田	岩 塚	神 守
		(1里27町)	(1里27町)	(2里18町)	(2里)	(2里9町)	
本 馬	上り	68	68	114	88	88	
	下り	"	"	102	78	"	
軽 尻	上り	46	46	71	57	58	
	下り	"	"	64	50	"	
人 足	上り	35	35	56	44	44	
	下り	"	"	49	40	"	

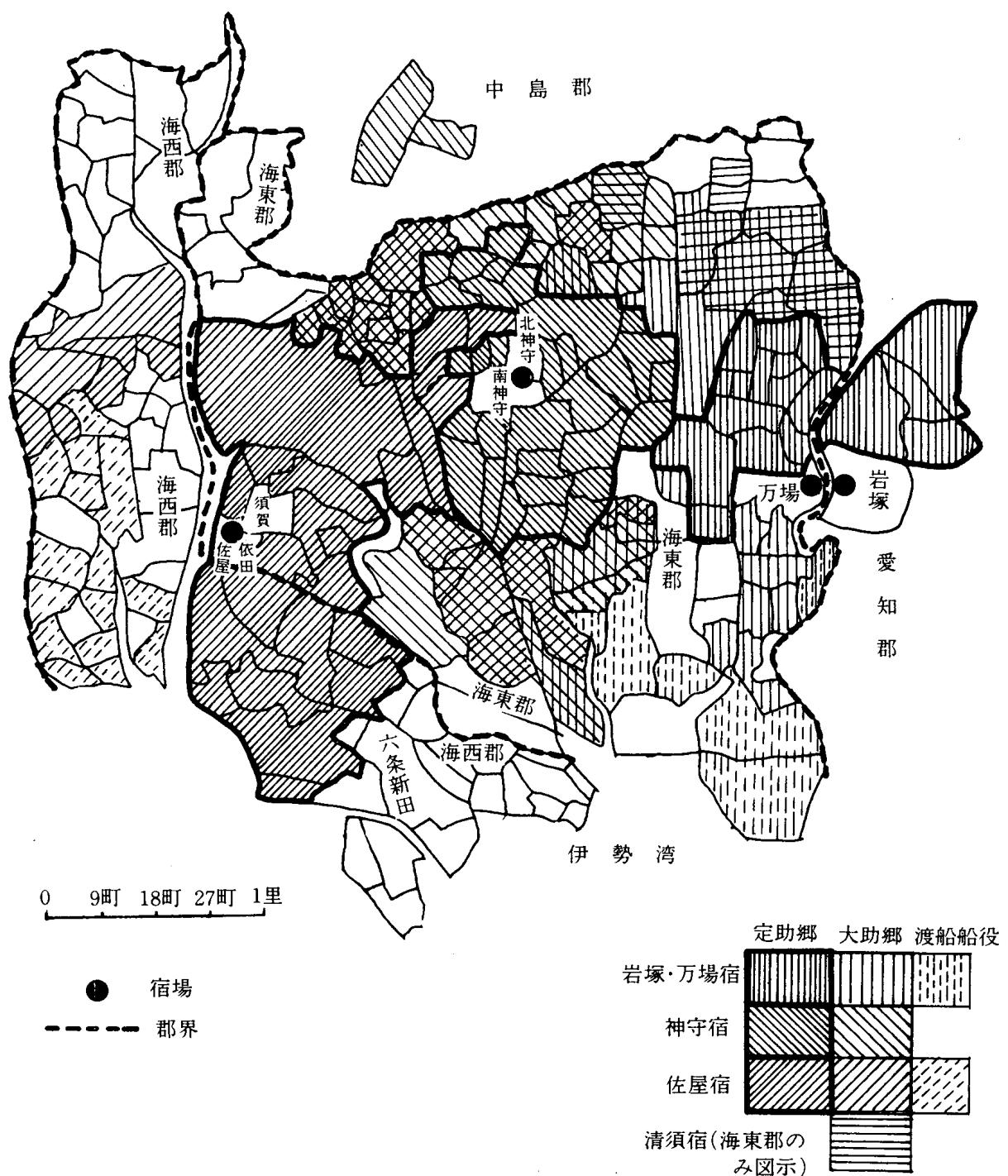
(2) 水 路

		熱 田	桑 名	佐 屋
		(7里)	(3里)	
荷物一駄	上り	109	35	
	下り	"	31	
馬口付共	上り	113	47	
	下り	"	42	
人一人	上り	45	19	
	下り	"	17	

「佐屋路宿村大概帳」(注1649—122頁)による。

物一駄分 40 貫まで) の佐屋から桑名までの船賃は 31 文であり、逆方向 (桑名から佐屋まで) よりも 4 文安いのは、川を下るからである。本馬の陸路の賃銭は道法 1 里当たり 39~41 文であったが、熱田から岩塚か万場までの上りに限って、1 里当たり 44~46 文であり、同区間の下りより 12~13% 高くなっている。そのため熱田から桑名までの運賃の方が、逆方向のそれより 2, 3 % 高かった。いずれにしても、佐屋路経由の運賃は熱田・桑名間の渡海のそれの約 2.5 倍もかかったのである。

『寛対村々覚書』(注11246, 333, 356 頁) によると、定助郷村は万場・岩塚両宿が 18 カ村、神守宿が 31 カ村、佐屋宿が 21 カ村であった(第3図)。幕府が五街道の宿駅に定助郷と大助郷を区別して設定したのは元禄 7 年(1694)であるが、尾張藩ではすでに寛文年間に大助郷(加寄)と定助郷(寄付)が区別されている。万場・岩塚両者の定助郷村は宿の北方に広がり、南側にはない。大助郷は海東郡の 23 カ村であるが、そのうち両宿だけの加寄村は 11 カ村にすぎない。郷のほかに、万場の渡しの船役に出る村があった。前田村や富永村、



第3図 佐屋路の助郷村(寛文年間) 「寛文村々覚書」(注11)による

福田新田などである。神守宿の定助郷村は北・東・南と半円状に分布し、東側では万場・岩塚両宿の助郷圏に接していた。神守の大助郷 35 カ村は宿の北西から北にかけてと南方に分布するが、うち神守宿専属は 12 カ村だけであり、他は岩塚・万場両宿や佐屋宿、美濃路の清須宿の大助郷村でもあった。佐屋宿の定助郷 21 カ村は海西郡の市江輪中（9 カ村）に及び、北東方では神守宿に接近している。大助郷 32 カ村のうち佐屋の専属は海西郡の早尾輪中の 7 カ村だけで、残りのほとんどは神守宿の大助郷と重なっていた。佐屋宿には桑名への渡船が 17 艘（船頭 41 人）あったが、これらの船で足りない時には、13 カ村（津島、鰐浦、西保、山路、上古川、下古川、大森、船頭平、松田、福原、下立田、上立田、葛木）から船を集めた（注(1)333 頁）。

安永 4 年（1775）の『地方古義』（注(14)238～40 頁）によると、この地域には、佐屋と万場の渡船のほか、10 カ所に渡船があった（第 4 表）。津島のものは「桑

第 4 表 渡船場

渡船場	渡賃（文）	
	人	馬
津島村	28	※84
早尾村	2	3
鵜多須村	3	10
宮路村	3	—
福田新田	3	—
前田村	3	9
西保村	5	10
赤目村	3	10
葛木村	3	10
福原新田	7	32

※ 荷物

「地方古義」（注(14)238
～42 頁）による。

名之渡御役船五艘、四ツ乗十二艘。自分造替、船人四十四人」であった（注(14)238 頁）。早尾村は「渡船三艘、内馬渡船壹艘、そい船式艘。但、津島新田より早尾村へ渡し。元高三十七石五斗、右船頭給、此田畠三町六反七畝二十五歩」は天正 20 年（1592）美濃高須城主・徳永式部法印が与えたものである（注(1)398 頁）。同様の船頭給は鵜多須（畠 3 反 5 畝）と宮路（畠 6 反）の渡船にもあった

が、福田新田より下の 6 カ所の渡船は「百姓自分渡にて船頭給之事無之」である（注(14)240 頁）。福田新田からは蟹江本町村舟入と愛知郡の下ノ一色村への 2 艘の渡船があった。前田村に「渡し船壱艘有之。前田村枇杷島川（筆者注：庄内川）西東に田畠有之候故、百姓自分の渡し船」であり、船賃は通常は 1 人銭 3 文であったが、「出水之節は一人五文づつ」取る定めである（注(11)273 頁、(14)240 頁）。西保村は対岸の「山路立合、佐屋川渡船一艘、自分造替、船頭二人」である（注(14)238 頁）。赤目村の渡船は、給人「横井伊折自分船」であるが、同じ佐屋川渡しだった。葛木と福原新田の渡しは木曽川を越える。これらのはかに、寛文年間には森津新田と鎌島新田に渡船があり（注(11)395—6 頁），徇行記によると、寛延新田「辰巳の方、海用の際に大野綿屋新田（筆者注、文化 14 年に稻元新田と改名）への渡船」があった（注(2) 133 頁）。

尾張藩では正式の宿駅のほかに、「根出村」を定めて、人馬繼立を行わせた。この地域では、甚目寺、木田、勝幡、津島、早尾、給父（寛延元年以降は江西）の 6 カ村が根出村である。人足代として道法 1 里 1 人銀 3 分が支払われた（注(14)434 頁）。この 6 カ村は、南の佐屋路に対して「上街道」とか、名古屋と美濃高須⁽¹⁷⁾を結ぶため「高須街道」と呼ばれた道筋に当たる。土器野新田（春日井郡）で美濃路から分かれ、西に進んで、甚目寺、木田、勝幡を経て、早尾か赤目の渡船で佐屋川を越え、給父から対岸の秋江へ渡り、高須に至る道である。甚目寺村は「街道通りにあり。…東入口を南町・北町といひ、ここには商屋旅舎入交れり」（注(1) 178 頁）。また勝幡村は、「甚目寺村より濃州高須への置郵の村にて小駅なり。されば問屋、茶屋二三戸あり。…又農隙には小商ひ往還人夫のかせぎをする者も」あった（注(1) 284—5 頁）。

さて、海東郡西条村に「佐屋街道より北に入り、甚目寺観音大門さきへ通ずる街道あり。是は小牧街道也。土人是を柳街道と唱へり」という（注(1) 225 頁）。この道は「神守駅より清須駅へ通ず。佐屋街道をまげて西条村、甚目寺、今宿村、上条村、土田村の五村を歴て清須宿へ出る。又同駅より小牧駅へ通ず。…是を土人藤堂街道と唱へり。古へ勢州安濃津の大守、木曽路通行の時は、往来ありしとなり。於今山田奉行などは通行あり。」（注(1) 154 頁）。伊勢方面から名古屋城下を通らずに中山道へ抜ける間道である。

この地域において古くから定期市があったのは津島である。「津島の市は濫觴の年暦は不知、古義にも寛文・明暦年中御国奉行官舎旧記に古来より有之とみえたり」（注(1) 139 頁）と記され、いつから始まったかは明らかではない。6 月 13 日から 25 日までは日市がたち、「片町において諸芝居見物もの市中あり」という（注(1) 130 頁）。「元文四未年五月、津島祭礼市中物真似狂言并操小芝居参

次第御免願すむはづに」なった（注(1)442 頁）。津島村はこの地域における最大の中心地であり、「元より殷富の地にて工商を以て専生産とす。されば高持の家七百七戸、無高の家七百二十五戸あり。此内農商を兼たる富有の者は高を多く持、又工商を専生産とするものは無高の家多し」であった（注(1) 138 頁）。

この地域における津島以外の六斎市は、享保 15 年（1730）に須成村、同 16 年に木田村、同 17 年に蟹江本町村に許された。7 代藩主宗春の時代（1730—1739）のことである。須成村では 6 月 16 日から 29 日までの日市も開かれたが、後に六斎市すら中絶した。寛政 12 年（1800）に「連年村借金相たたまり、段々利倍及大借、随て氏神天王之社等修復不行届難渋に付、先年之通月々六斎市御免被成下候様」という願い書を出して、六斎市が再開された⁽¹⁸⁾。須成村には「農商を兼ねる者二十戸程あり。外に灰問屋二戸ほどあり。月六斎市ありて近郷より人あつまれり。商物諸々いろいろあり」という（注(1) 305 頁）。木田村は前述の高須街道沿いの村であり、徇行記の時代（1822 年頃）には戸数 120 戸、人口 451 人であったが「街道通りに農屋建ならべり。竹木茂り村立大体よき所なり。高に準じては戸口多くして佃力足れり。されば出作も入作もなし」という記載のみで、六斎市や商業の存在も明らかではない（注(1) 251 頁）。蟹江本町村では、「肴市青物市之義、享保十七子七月願済にて月々六斎づつ二日・六日・十一日・十六日・廿一日・廿六日、右之日並に仕来申候」であった（注(1) 263 頁）。この村は「高に準じては戸口多く、農商を兼生産とす。舟入は…漁事船かせぎを以て専生産とし、…民戸如織軒を連戸口多き所」であった（注(1) 296 頁）。

蟹江と須成の間にある今村も蟹江川に沿い、「商戸二三戸あり。灰問屋一戸あり。外に灰を処々より買集め生産とする者廿四戸ほどあり。灰は南野、岐阜、長良辺へ第一売りつかはす也。又漁師十戸ほどあり」という（注(1) 301 頁）ように、河川沿いや街道沿いに、やや商業的な村がみられた。たとえば庄内川と新川に挟まれた長須加村では「上大工二人、大工二三人、小商ひする者四五戸。薪運漕船問屋を宇右衛門と云」った（注(1) 27 頁）。高須街道沿いの小津村には「商家十二三戸あり」（注(1) 402 頁）。このほか、松下、助光、春田、伊麦、神尾、戸田、桂、鰐浦などの村には少數ながら商人がいた。

農閑期には、砂子、助光、伏屋、前田、江松などの村では裏筵を織って名古屋の日置や祢宜町辺へ売っている。また小家村では手簀が編まれ、百町村ではロウソクが製造された。船頭平村からは「黒錆稼ぎ」に出かけている。

さて、海東郡の北東部の村々は、下小田井村（春日井郡）の青物市場（いわゆる枇杷島市場）に近いので、野菜類を作って、この市場に出荷していた。それは、土田、鎌須賀、上条、丹波、今宿、下萱津、方領、石作、新居屋、小路、

青塚、乙ノ子、古道などの村で栽培された大根、茄子、瓜、西瓜などである⁽¹⁹⁾。とくに上条村の瓜、方領村の大根は有名であった。上条瓜は「所の名物にて年々名護屋へ相届、御賄方へ渡。…御用之瓜代は、堤御役銀之内にて百姓に被下る」注(11)220 頁)ものであった。これと同様に献上の産物として、戸田村の蕪^{かぶら}が著名であったが、「享保八卯年、右菜差上候儀相止」んだ(注(14)444 頁)。

この地域では換金作物として、藍と菜種がかなり盛んに作られたと思われるが、徇行記には、二子村の「丸島にては多く藍を作れり。此辺まつちにてよく土地にえり」という記載(注(2) 67 頁)がみられるだけである。

以上、尾張西南部の低湿平野の土地条件について述べた。それは、尾張のなかでも洪積台地や扇状地とは対照的な条件をもっていた。しかし、この地域内における近世村落には様々の差異があったことが明らかである。その基本的違いは、北東部の古村と南西部の干拓新田村という、村落の成立過程と耕地条件であった。

要 約

本稿では、徇行記に基づいて、海東・海西両郡の 253 カ村の土地条件を論述した。両郡の藩政村の平均規模は、80 戸、330 人、村高 660 石であった。しかし、津島、蟹江本町、犬井、須成、早尾のような大規模な村もあれば、一方には住民のいない村や村高のない村も少なからずみられ、これらはほとんどが新田村であった。ただし、新田村でも茶屋新田などきわめて規模の大きいものもみられた。

農耕地の分布と人口の分布にはかなりの不均衡があって、他村への入作や小作があった。この地域の南西部はほとんどが近世の海面干拓新田であり、古村の切添新田は両郡の新田開発の 3 割にすぎない。新田のほとんどは蔵入とされたから、南西部、とくに海西郡では圧倒的に蔵人が給知を上回っていた。逆に名古屋城下に近い北東部では給知が多くかった。蔵入と給知の分布には藩の方針が反映している。

西の木曽川と東の庄内川との間にいくつかの中小河川が、ほぼ北から南へ流れている。これらの河川が水田灌漑の用排水路として使われたが、日光川の東部が宮田用水、般若用水の体系下に秩序づけられていたのに対し、西部には小規模の用排水が多く、個別的、分立的であった。排水の困難な立田輪中では耕作に船が使われ、畔田^{くねた}がみられた。河川はまた水運にも利用され、津島や蟹江、須成などは河港でもあった。

陸上交通では佐屋路が東西に走り、万場宿、神守宿を経て、佐屋から桑名へ川船で通行している。佐屋路の北方に高須街道があり、甚目寺、勝幡、早尾などで人馬繼立が行われた。六斎市は、津島、須成、木田、蟹江本町で開かれていた。このほか、街道沿いや河川沿いの村には若干の商人がいた。北東部の村では野菜栽培が行われ、それらは下小田井の青物市に出荷されていたのである。

注

- (1) 海東郡の徇行記は、『名古屋叢書続編、第7卷』(名古屋市教育委員会編・発行、昭和43年) 所収。
- (2) 海西部の徇行記は、『同上、第8卷』(同、昭和44年) 所収。
- (3) 『名古屋叢書続編、第5卷 尾張徇行記(2)春日井郡』(昭和41年) 104頁。
- (4) 『名古屋市楠町誌』(同町誌刊行会発行、昭和32年) 531頁。
- (5) 『名古屋叢書続編、第6卷 尾張徇行記(3)丹羽郡・中島郡』(昭和42年) 301—2頁。
- (6) 土木学会『明治以前 日本土木史』岩波書店(昭和11年) 76頁。
- (7) 『愛知県史 第2卷』愛知県(昭和13年)付録図。第1図参照。
- (8) 拙稿「江戸期の東海道佐屋路と佐屋宿(前編)」金沢大学文学部地理学報告、第1号(昭和59年3月) 38—9頁。
- (9) 愛知県農林部農業技術課編『木曽川低湿地帯における村落の発達と農業生産』昭和44年、13頁。
- (10) 児島幸左衛門編「地方品目解」宝暦5年(『名古屋叢書、第10卷』昭和37年、所収。465頁)によると、定井は、「川通りに石をつみ並べ、杭木を打、せき留め、水かさを持せ用水をかけ候を申候。年中取扱ひ不申、水をせき候付、定井と申候。」
- (11) 『名古屋叢書続編、第2卷』(昭和40年) 410頁。文中の「公儀」は尾張藩をさす。
- (12) 平島新田の小具足に承応2年(1653)設置された木から引水し、用水高5,203石であった(注(2)122頁)。
- (13) 名古屋史談会編纂発行(大正2~5年)の刊本(昭和49年、愛知県郷土資料刊行会復刻、638頁)。
- (14) 『名古屋叢書続編、第3卷』(昭和41年) 367頁。
- (15) 慶長13年(1608)の尾張一国検地の時、万場村の渡船船頭給として田畠3町3反(高22石)を免税地としている(注(1)8頁)。
- (16) 『佐屋町史・史料編(一)』佐屋町役場(昭和51年) 49~122頁。
- (17) 現在の岐阜県海津郡海津町大字高須。元禄13年(1700)信濃高取から松平義行が入封して以来、14代にわたり尾張藩の支藩(3万石)が存続し、明治に至る。義行は尾張藩2代藩主・光友の次男。
- (18) 「尾州村々證文留」小野武夫編『近世地方経済史料 第3卷』吉川弘文館(昭和44年) 263頁。
- (19) 特異なのは桂村である。「沙地にて竹木多く、松杉苗を売出し、…村屋戸々に百両金を栽、金錢を得る」(注(1)313頁)。